



令和7年5月23日
北海道運輸局

ＪＲ北海道に対する保安監査の強化について

～「強化型保安監査体制」～

ＪＲ北海道においては、線路閉鎖などの手続きをとらずに線路内に立ち入り作業を行い、それについて虚偽報告を行っていたこと、安全確認を指示することなく脱線現場付近に貨物列車を通過させたことなど、安全に関する不適切な事象が続いています。

このような事象を受け、当局では令和7年2～3月にかけて保安監査を実施し、3月31日に文書にて改善を指示しました。この指示を受けＪＲ北海道から4月30日に改善報告を受けましたが、報告後にも安全に関する不適切な事象及び負傷者が出た事故が発生したところです。

こうした事象・事故も踏まえた改善対策の取り組みが確実に実行に移されるよう、下記のとおり、本省鉄道局と合同で、ＪＲ北海道に対し、継続的・集中的に保安監査を行う「強化型保安監査体制」にして確認してまいります。

記

1. 監査対象 北海道旅客鉄道株式会社 本社及び支社
2. 監査期間 令和7年5月27日から2年間程度
3. 監査員 北海道運輸局鉄道部及び本省鉄道局
4. 最初の監査立入 令和7年5月27日～30日（4日間）

問合せ先

国土交通省 北海道運輸局 鉄道部

技術・防災課 小川

鉄道安全監査官 小池

電話 011-290-2733（技術・防災課）

011-290-2734（鉄道安全監査官）